



第2次福岡市 動物愛護管理 推進実施計画

平成27年4月
福岡市

はじめに

福岡市では、「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するため、平成21年4月に福岡市動物愛護管理推進実施計画を策定し、動物関係団体等との共働により、動物愛護管理センターに持ち込まれる犬猫の削減や収容された犬猫の譲渡の推進に取組み、殺処分頭数を着実に減らすなど成果をあげてまいりました。

しかしながら一方では、狂犬病注射実施率の伸び悩みや依然として多い犬猫の飼育に起因する苦情に対する的確な対応、殺処分ゼロに向けた更なる取組みなど多くの課題が残っています。

そこで福岡市における動物の愛護と管理を次のステージへ進めるため、「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定しました。

この計画は以下の3つの視点を基本に、市民、事業者、動物関係団体、行政が協力して様々な施策にチャレンジし、今後10年間で実質的な犬猫の殺処分頭数ゼロを目指すことを掲げています。

- ①各主体の責務と役割の明確化
- ②市民の動物愛護と管理に対する理解の促進
- ③各主体間の連携と共働の推進

人と動物との共生社会の実現には、市民一人ひとりの思いやりの気持ちや動物に対する責任ある行動が不可欠であると考えております。どうぞ皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

福岡市長 高島 宗一郎



目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
-------------	---

第2章 動物行政の現状と課題

1 現 状	
(1) 動物愛護推進のための普及啓発	2
(2) 犬猫の収容状況	5
(3) 犬猫の措置状況	7
(4) 犬猫に関する苦情と飼い主等指導状況	8
(5) 犬の登録数及び狂犬病予防注射実施数	9
(6) 動物取扱業登録等状況	10
(7) 特定動物飼養施設の状況	11
(8) 動物関係団体やボランティアとの連携・共働	12
2 課 題	13

第3章 計画の基本事項

1 計画の目的	14
2 福岡市動物行政の方向性	14
3 計画の実施期間	14
4 対象地域	14
5 計画の位置づけ	14
6 施策推進の基本的視点	
(1) 各主体の責務と役割の明確化	15
(2) 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進	16
(3) 各主体間の連携と共働の推進	16

目 次

第4章 計画の推進体制	17
第5章 施策の柱	18
第6章 目 標	19
第7章 具体的施策	20
1 動物愛護についての啓発推進	
(1) 動物愛護思想の普及啓発	22
(2) ハローアニマル(旧ふれあい事業)の充実	23
2 適正飼育の推進	
(1) 適正飼育の啓発	24
(2) 不妊去勢手術の徹底	25
(3) 終生飼育の推進	26
(4) 愛護動物の遺棄防止	26
(5) 多頭飼育問題対策	27
(6) 犬の散歩等のマナーの向上	28
3 猫問題対策	
(1) 飼い猫の適正飼育の推進	29
(2) 飼い主のいない猫問題対策の実施	30
4 譲渡及び返還の推進	
(1) 譲渡事業の充実	31
(2) マイクロチップ装着の推進	32
(3) 収容動物の返還推進	33
5 狂犬病予防	
(1) 犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上	34
(2) 鑑札及び注射済票装着の徹底	35

目 次

6 監視指導

(1) 動物取扱業者の監視指導	36
(2) 特定動物飼育者の監視指導	37
(3) 大型犬、危険犬種及び放浪犬による危害発生防止のための指導	38
(4) 実験動物飼育施設の指導	39
(5) 産業動物飼育施設の指導	39
(6) 犬猫の殺処分方法の検討	40

7 体制及び制度

(1) 関係部署や機関等との連携	41
(2) 一般社団法人福岡市獣医師会との連携	42
(3) 動物愛護団体との連携及びボランティアの受入れ	43
(4) 応援寄付の受入れ	44
(5) 動物愛護推進員の委嘱	44

8 危機管理対策

45

第8章 動物管理センターの位置づけ及び役割

1 動物愛護管理センターの位置づけ	46
2 2つの動物愛護管理センターの役割	47

用語解説

48
